

東洋音楽選書〔三〕『箏曲と地歌』書評

谷 沢 永 一

東洋音楽学会編「東洋音楽選書」三『箏曲と地歌』（昭和四十二年九月・音楽之友社）は、次の諸篇より成る。

刊行の辭

解題

箏曲と地歌の歴史

日本箏の前史的考察

箏の作り方

近世初期における日本の絃器楽曲

歌謡文学としての箏曲

—筑紫箏と俗箏組歌の資料と問題—

八橋流箏曲について

「六段」と八橋検校

上方の端歌

山田流箏曲について

—流祖作歌を中心として—

光崎検校とその作品

二世吉沢検校審一と古今組

地歌・箏曲文献目録

編集後記

カバーには収録文章の筆者六名の名が連ねられており、六名の共著

とも見做し得るかたちとなっている。但し、以下においては、六名のうちの平野健次だけが関西大学に関係する者であるが故にこの書物を本誌で書評に採り上げるのである経緯から、批評の対象を平野健次に限定する。

この本の編集意図については、吉川英史が「解題」で、次のように述べている。

したがって、箏曲や地歌の文句集としての文献は非常に多く出版され、その楽譜もかなりあるけれども、論考について発表されているものはきわめて少い。しかし、最近の学問研究の進歩はこの方面においても見られるが、それらは単行本としてでなく、一般の目に触れにくい機関誌やレコードの解説書の形で発表されたものが多い。今回、この書に集めたこれらの論考は、この意味において、この方面に関心を持たれる多くの読者には、まことに貴重な堀り出し物の集成であり、大旱の慈雨といつても、我田引水のお叱りは受けまいと思う。

即ち、「編集後記」にも言う如く、この本は「すべて既発表の論文や解説から選んで集めたもの」であり、そして、「埋もれやすい古い尊いものが、このように強力な新しい生命をもって誕生したことに對し、編集者一同は、この選書の意義の大きいことを、改めて認

識し、この仕事が次々と進められることに、喜びと満足を感じる次第である」由である。

最後の「地歌・箏曲文献目録」をひとまず別にする、この本に再録された平野健次の文章は、合計四篇である。

初出の順に辿ると、最も古いのは、「歌謡文学としての箏曲―筑紫箏と俗箏組歌の資料と問題―」で、『国語と国文学』昭和三十三年四月号の特輯「歌謡の新研究」に掲載された。この本に再録するに当り、もともと「特輯号の依頼原稿であるので」、「概論的に論じたものであるが」、「文献目録の当該関係部分の解説を兼ねることができると思い、ここに補筆転載するしだいである」、とことわっている。尚、『国語と国文学』の昭和四十一年十月号は「芸能史の諸問題」を特輯したが、そこには平野健次の文章は見当らない。

その次に来るのは、「山田流箏曲について―流祖作歌を中心として―」であって、関西大学国文学会編刊『古稀記念島田教授国文学論集』（昭和三十五年三月）に掲載された。この本に再録するに当り、もともと「同論集の性格などから、とくに音楽的考察の詳述を省いてあり、今回本選書収録を当初予定していなかったので、補遺すべき余裕がなかったのであるが」、「文献目録の関係部分解説を兼ねることはできるかと思ひ、若干の補注を加えたのみでそのまま転載するものである」とことわっている。尚、『古稀記念島田教授国文学論集』は、その本の「あとがき」に明記してあるように、平野健次も私も共に終始「企画編集その他に直接関与」したのだが、「同論集の性格」なるものをいかようにも予め定めた事実はない。

その次は、「近世初期における日本の絃器楽曲」で、「付記」によると、「昭和三十六年一月、関西大学東西学術研究所論叢四十八

として発表されたもの」の由である。

その次が、「上方の端歌」であって、この本に再録するに当り、次のような「追記」を付している。

本稿は、昭和三十八年、第十八回芸術祭参加レコード『上方の端歌』（日本ビクターS J三〇〇七、113）のための解説であるので、レコードを省いて読む場合には意の通じない点もあり、その後の研究の結果、改稿を要する部分もかなり多いが、ここでは、とりあえず、レコードの曲目解説として述べた部分を、概論の各章の末尾に付して、演奏者および、該レコードにおける演奏に関する特記事項を除くこととし、全体に、ミスプリントを訂正するほかは、最小限の補訂にとどめた。

嘗て、学燈社の雑誌『国文学』昭和四十二年十月臨時増刊号は、「国文学者名鑑」を特集し、国文学研究者各人にアンケートを求め、その返事を一覧表にして掲載した。その⑩、即ち「業績」の項に、平野健次は、次のように自記返答を寄せている。

⑩第18回芸術祭奨励賞レコード上方の端歌監修解説（昭38）・
箏曲地歌文献目録（東洋音楽選書3 昭42）

この後者が、本書巻末の「地歌・箏曲文献目録」である。

この「目録」については、「凡例」の冒頭に、
本稿は、昭和四十年十月三十日・東洋音楽学会第十六回大会の展示目録として編集したものである。未定稿であるが、同展示において実際に展示しなかったものも参考のために記してあるため、一応の文献目録を兼ねることができると思ひここに補筆転載する。

と述べ、「凡例」の末尾では、

本稿の配列順には特別な理由があり、そのほか、とくに説明を要する文献・資料もあるのであるが、ここではその詳細を述べきれないので、他日別に論述する予定であり、

とことわっている。

以上、既発表の文章四篇と文献四篇と文献目録との再録集成は、期せずして、平野健次全集が編集刊行された趣きを呈している。これ以外には、たとえば、「歌謡文学の伝承者について」（『解釈』昭和三十年十一月号）などもあるが、ただ二頁だけの内容空疎な覚え書きであるし、また、彼は私に昭和四十一年の初夏の頃、その時期までに彼がNHKテレビ邦楽番組で話した解説を集めると四百字詰三百枚を越す分量をたちどころに呈示できるのだ、と語ったが、それを一応別にすると、やはりこの一冊は、平野健次全集を兼ねる存在と見做し得るであろう。

吉川英史の「解題」によると、平野健次の「上方の端歌」は、

これ以前に上方の端歌を、これだけ整理し、秩序づけた論考はないし、とくに文献的にこれだけ広く深く考証した研究は発表されていなかった。

ということである。そこで「上方の端歌」を、以下に取り上げる。

『筆曲と地歌』に収録されている「上方の端歌」は、その一三七頁から二〇五頁までを占める。そのすべてにわたることは、私には到底できないので、ごくアトラダムに、気付いた部分のみを拾って行こう。言うまでもなく、ズブの素人のことである。どうでもよい事ばかりに終るであろうが――。

一七〇頁、「ひなぶり」の項、これについては、まず是非とも取り上げておかねばならない。話の都合上、さきに歌詞を引く。

（恋の重荷のな、鳥の内、送り迎ひに昇く駕の、誰であらうと
してこいな、

これについての、平野健次の説明には、

大阪南地島の内、廓通いのかごかきを題材としていて、

とある。これは、誤りである。巢林子の「重井筒」下之巻、「送迎の色駕籠」との詞章にも見えてより以来、島の内、島の内の送り迎えの色駕籠というものは、この色里の特徴ある風俗であって、宝暦年間の大坂の洒落本『月花余情』（『浪速叢書』第十四）にも、

送迎必乗駕籠 妓来日送 婦日迎 如馴染而逢者 不俟駕行矣
としてあり、島の内の駕籠と言えば、それは妓の送り迎えの駕籠を指すのである。しかるに、これを、江戸の吉原通いの如くに、嫖客が飛ばす廓通いの意味に解釈してしまつては、「ひなぶり」一曲の歌のイノチが失われることになるのではなからうか。島の内の駕籠については、既に早く佐古慶三が、その個人誌『けふ』其二（昭和二年八月）の「附録」として掲載した「陽台地名考」で、『月花余情』を引いて考証している。

一九五頁、「十日戎」について、平野健次は、

この「戎さん」に「商売繁盛笹持って来い」というかけ声で知られる「笹」につけるいろいろな縁起物が売られるが、その縁起物をうたいこんだのがこの「十日戎」の歌詞である。

と書いている。ここで平野が「縁起物」と呼んでいるもの、これは、いにしえから「小宝」（又は吉慶、吉兆）と言ひ慣らわし、既に『守貞漫稿』にも、絵入りで、詳しい説明の見えるものである。しかも、この「十日戎」自体が、「小宝」を主題にした詞章であるから、単に「縁起物」などと言わずに、せめて「小宝」の注記が欲しかった。

た。「上方の端歌」を表題とする以上、その注記は当然のことである。佐古慶三は、『南区史』（昭和三年十二月・大阪市南区役所）にもちろん『守貞漫稿』を引いて説いているし、人魚洞生の『大阪市内の神社に関する土俗信仰と縁起物其他』（『上方』昭和十年七月号）にも記載があり、猪飼九兵衛も『方言と大阪』（昭和二十三年六月・大阪府V梅田書房）に、取り上げている。尚、一柳安次郎が『漫録窓から』（大正十二年八月・八神戸市V会心居）に、「十日戎の謡」と題し、「十日戎」の歌詞の解釈を試みていることを附記しておこう。

一四四頁、もとへ戻るが、『歌系図』の書名が始めて出て来たとき、その読み方として、「系図」の字に、わざわざ「つりぶみ」と振仮名をつけている。「文献目録」の項目として掲げた三二〇頁では、はっきり「うたつりぶみ」と読んでいる。それだけでなく、解説文中に言及した三一八頁の場合にも、更に「うたつりぶみ」とルビをつけてある。もひとつおまけにテンツルシャン、というわけだ。この訓みは、よほど御自慢であるらしい。「歌系図」は普通「うたけいづ」と読む。平野健次の「うたつりぶみ」という訓みは、何に拠るのであるうか。

『浪速叢書』別冊『鶏肋』所載『歌系図』では、香宮枝去来（紙屋永三）の跋文が、影印になっている。その冒頭、

友に一冊子を選んで跋を徴るあり、余が文事に疎かるをいかにと見れば、歌系図と外題して、

と続くこの箇所、及び、終り近く、「もとめずしておのづから歌系図に増補せん事」とある箇所、この二箇所で書名としての「歌系図」にはっきり「うたけいづ」との傍訓がある。一方、その両者の中

程で、

後の裁曲創詞先生、此系図の系の緒のたえざる図につらならばとある箇所の、雅文調のなかに出て来た普通名詞としての「系図」には、ここには「つりぶみ」の訓を附すが、しかし、この箇所は、書名を挙げているのではないのだ。

ところで、『日本歌謡集成』巻八収載『歌系図』は、この跋文を、活字で翻刻している。そして、書名としての「歌系図」の振仮名は、自明のことゆえであろうか二箇所とも除去し、「此系図の系の緒の」という部分では、ここには「つりぶみ」の振仮名を活字にうつしている。従って、「歌系図」の翻刻書のうち、『日本歌謡集成』のこの部分のみを瞥見した結果、そこから、敢て異を樹てた「うたつりぶみ」なる書名が出現する運びになったのであろうか。

ついでだから、もうひとつ、書名にこだわるが、一六四頁に、通常「こうとごすい」と呼び馴らわされている『皇都午睡』を、「みやこのひるね」と読んでいるのは、これは何を根拠とするのであろうか。

一五八頁、ほかならぬ蜂崎勾当について、

蜂崎については、他に説明したものもかなり多いのでここでは省略する。

としか記していない。これではあまりにバランスを失するのではあるまいか。「他に説明したもの」の、せめて代表的な論考だけでも挙げて欲しいものである。一八八頁に石割松太郎を引用しているのである以上、レコード解説という制限ゆえ先行の論考を挙げる余地がなかったなどの言い逃がれは不可能であろう。

一六〇頁、「四つの袖」について、

『歌系図』によれば、作曲鶴山勾当、作詞河内屋勘兵衛ことソウライということである。

と、実に無欲淡泊に流してある。即ち、『歌系図』の記載を筆写しただけではないか。ところが一方、たとえば、一六二頁の「露の蝶」の項では、

作詞東都ろてふ（露蝶か）

とまことに単純無邪気な推定を記しているぐらいなのだから、作詞者についての推定を略したり避けたりしているわけではないのだ。それなら、ソウライについても、多少の詮索があってもよいのではないか。『虚実柳巷方言』（『浪速叢書』第十四）上、「前後混雜列不同先大尺株粹株」の中（一三八頁）に、

霜来 羽積 銚次郎 五運

等の名が見える。ソウライは、霜来ではなかるうか。

余談になるが、霜来こと河内屋勘兵衛については、たまたま、次のような記事が管見に入った。まず、『南水漫遊』（『新群書類従』第二）初編二の巻、「芥ぐり」の項（四八九頁）に、

六軒町の娼家河内屋勘兵衛といふは明和安永の頃風流の人也其家今葉店と成る絃曲けしぐりの唱歌は河勘追善の爲に出す其頃は婦女の袖口にけしぐりといふもの専ら流行せり

とある。また、『摂陽奇観』巻之三十五「安永年間」の項（『浪速叢書』第四、三四九頁）に、

一 着類の袖口けしぐりはやる

婦女の袖口にけしぐりといふもの専ら世上に流行せり其比けしぐりの唱哥は六軒町娼家河内屋勘兵衛といへる粹人の追善に出ス

と記されている。そして、「さらに空しき契りさへかはん袖のけしぐり」との歌詞の部分に、「乾かぬ袖をかはんとうたふも河勘追善なれば成へし」と、原本に書き入れてある旨の注記がある。

一六三頁、「口切り」について、「作詞は二斗菴」と記し、括弧して、

ほかに、政島・亀島両検校作曲の「空いびき」などや、玉岡の「いもと草」、豊賀の「圍のひま」など、かなり多くの作詞をしてるが、伝不明。

と註している。「伝不明」なのだそうである。「伝不明」とは、一体、何事であるか。たとえば、断片的な消息しか拾えないにしても、一応、判明する限りの事歴は、紹介すべきであろう。紙幅に余裕なくとも、記載箇所略記指示のみなら敷衍をも要すまい。それとも、何百頁何千頁の伝記を草するに足るだけの資料を欠く場合は、誰でもすべて「伝不明」で済ませる方針か。この調子で行けば、平野健次の手にかかったら、ナポレオンでも「伝不明」になるかも知れない。

手近なところから引こう。中村幸彦の『近世作家研究』（昭和三十六年五月・三一書房）に、「宝曆明和の大阪騒壇」列仙伝の人々」を収める。初出は『語文研究』第九号（昭和三十四年九月）である。

「上方の端歌」が書かれた数年前に公表された論文である。その第三節（一七四頁）に、二斗庵下物について、次のような考証がある。

「今北の新町で粹の神様のやうにいふ」とある如く、誠に便利な人物であった山川下物である。また権本を名のつてもいる。

『方言』でも「名物」の条と、「雑俳」の条にのる。もちろん、当時の大阪雑俳宗匠の名寄『誹諧耳勝手』（宝曆七年）などに

は二斗庵山川下物の名は加っている。安永頃の素人の噺会が盛んになると、引出されてそれに関係し、安永五年にその佳作集『年忘嘶角力』五巻を岡本対山と編している。歌謡集『粹弁当』の序(天明三年)も書いた(このワン・センテンスは初出文になく、単行本上梓の際の書き加えらしく、単行本では接続がおかしくなっている―谷沢)。よって『粹のたもと』(安永九年)に付された「一交粹衆二十四輩并和讃」の一人に加わって、顔見せやよその命の二人前 下仏

とある。和讃と称するこの句中に彼の楽屋落があるらしいが、劇場街にもしげく出入したことだけは、この句面からも確かである。『享保以来大阪出版書籍目録』の宝暦十年の条には、『献立筈』などという書物の作者となっている。

尚、初出文では、「椎本を名のつてもいる」の次に、

失礼な比較を肯へてすれば、当代の徳川夢声の存在である。

と記されていた。また、同じく中村幸彦の「大阪の噺会―舌耕芸芸史資料断片二」(『川柳しなの』昭和三十五年九・十月号)では、まず、『浪花見聞雑話』から、

噺の会といふは、安永三年の冬初而出来しと成り。天王寺清水の下大江屋と言ふ料理屋にて、初て会の巻開あり。其節噺の評者は椎本下物也。

以下云々とあるのを引き、そして、次のように述べている。選者の椎本下物は当時大阪の聞人で俳人であるが、誹諧◇耳勝手(明和三)・折句秀詠評林(天明元)・虚実柳巷方言(寛政六)によると、二斗庵と号して雑俳点者としても一方の雄であった。

更に、

雑話伝へる流行の末は、これらの会で抜かれた噺を、印刷することが安永五年から始つて、今知り得たところ次の如き書物が出版されてゐる。

と挙げてあるその一冊目が、その『年忘嘶角力』である。

これが、平野健次によれば、「伝不明」となるわけだ。平野健次は、中村幸彦のこうした研究を、読まず、顧みず、の方針なのか。それとも、中村幸彦によるこの程度の調査は無意味であり無価値であると見做すのであるか。

二斗庵下物は、また、ほかならぬ『歌系図』の序の筆者である。『浪速叢書』版はその序が影印であるから、その印が明瞭に読み取れるが、『日本歌謡集成』版では活字にして、「二斗庵下物」と誤っている。ついでに、二斗庵下物についての記載を挙げるとすれば、まず、『伝奇作書拾遺』(『新群書類従』第一)上の巻(九四頁)に、

寛政享和文化の内評判記を書には右に云粹人芝居見物後に各茶屋料理屋の席を定め党を集て評を定て筆をとるは京に俳諧師月居此二庵無 定雅浪頭 浪花に同俳人盧橘作せり 可物二斗庵 馬酒屋隣 など誰々を鼠眉ゆゑ賞め誰々を嫌ひゆゑ悪く云など依怙の沙汰する云々

と見える。また、『拱陽奇観』巻之三十六ノ七、天明三癸卯三月二日(三七頁)の項に、

- 一 三月二日 天王寺尼てら月江寺にて土器投会
権主 二斗庵下物 富士川百八ほうろく投をなす
奉納 笠着之風土器といふ類今に茶店にあり

とあり、同年十二月廿九日、立役名人尾上菊五郎死し、「翠年辰の

春梅幸集といへる小冊出版」、序は、「浪華 二斗菴下物述」(三八〇頁)、とも記されている。

一六三頁、更にまた「口切り」について、平野健次は、

辰巳屋平兵衛(上杉檢校の「山びこ」などを作詩、ほかに「みやこ鳥」という作曲もある)

と記している。この辰巳屋平兵衛については、追善として「口切り」があるほかに、「さみせん塚」というものが六万体の月江寺に建てられたことをも、是非附け加えて一言して欲しかった。「さみせん塚」は、上方端歌の、形態を備えた物的遺存物としては、現存する唯一の記念品である。それだけに、この資料を説明に漏らしたのには、単なるレコードの解説者としてでも尚あきらかな手落ちだったと言われても、仕方があるまい。

ことは、『撰陽奇観』卷之三、安永八己亥、の項に見える。

一月江寺 三味線墳建

浪華の粹人辰巳屋平兵衛といへる人の追善として新町楓屋善七建 花紅葉の唱歌碑の裏ニアリ(三二〇頁)

『撰陽奇観』にも他のどの箇所にも、その碑文が載っていない。そこで、ちょうど好い機会だから、その全文を、左に録しておく。

さみせん塚碑背文(碑在月江寺)

兄辰巳屋平兵衛ハ某ト共ニ郭中ノ人ナリシカ安永八己亥九月十七日享年五十二シテ相果ラレ上寺町願生寺ニ葬リ存生ニ拵オカレシ石塔ヲ後家イハ娘カメトモク立用ヒヨハンヌ今此ニコノ塚ヲ築シ由来ハ兼テ三味線ヲ好マレ尤ソノ独楽セラレシハ花紅葉ノ一曲也抑是ハ享保年中ノ高貴人 某軒御戯ニ書捨タマヒシヲ岸和田侯ノ御檢校村山ノ始テ絲ニノボセラレシ曲ナリ近年ハ

月毎哥開キアリテ新曲数多ニ及ヌレバ却テカクノコトキ古雅ナル曲ヲ弄フ者無クナリケレハ後世極テコノ曲ノ絶ナント常ニ是ヲ嘆カレシヨ思出テ年頃縣餘サレシ絲ヲ埋メ石ヲ立花紅葉ノ曲ヲ刻ミ石ト共ニ曲ト名ノ朽セン事ヲ欲ス殊ニ二十季前某小家ヲ結ヒシ時本兵衛ノ花紅葉ノ縁ヲ以テ楓屋ト附呉ラレシ家号ナレハ紅葉ハ千代カケテ某カ家ニアツカリテ此側ニ植添又花紅葉ヲ都合ス

弟 通り筋

楓屋善七

尚、牧村史陽は『佳陽』第三号(昭和四十二年十一月)の「質問手帳」欄においてこの碑文に言及したとき、享年を「五十二」、弟の名を「楓屋嘉助」としている。後考を待つ。

この碑文によって、辰巳屋平兵衛の没年がわかる。従って、その追善曲「口切り」の成立についても、没年か或いは翌年の一周忌かという推定が可能ではないか。大阪新町の細見『みをつくし』(浪速叢書)第十四に、佐渡島町の揚家として、辰巳屋平兵衛、同じ名が見える。『浪速叢書』収載「みをつくし」は、宝曆版と寛政版とに拠っている。そこには、楓屋善七の名が見えない。明和版と天明版とを見たいものである。

一六三頁、続いてまた、「袖香煙」に言及し、「銚屋治郎兵衛作詞」と記す。平野健次は、この銚治郎を、一八六頁に見える百喜とは全く別人の如く取り扱っているが、銚治郎すなわち百喜その人であることは、既に大正末年、南木芳太郎が考証し、その論は、雑誌『九軒』創刊号に載っているのだ。『九軒』は新町吉田屋が後援、編集担当は大久保恒次であった。わざわざ図版にも掲げた百喜のこ

とである。多少の詮索は当然であろう。百喜には、洞露齋百喜編述・曉鐘成補闕『芝翫園一覽』（文化十二年）がある。早く『東京新誌』第一号（大正十五年八月）に、石川敞が忍頂寺文庫本を底本として翻刻している。文化十一年六月から約一年間、三世中村歌右衛門が再度江戸下りの期間、其間の鼠貞連の爲の出版であるという。石川敞は、「或は洞露齋百喜とは鐘成の仮号であるかも知れない」と記しているがそれは誤り。実際の筆者はもちろん鐘成であろう。

三〇〇頁、「十二月手まり歌」の項で、『手鞠譚国字解』に言及し、「潘青凱著」としている。この本の書名、正しくは『毬歌国字解』で、「毬歌」に「てまりうた」と仮名を振る。右肩に著者名として、「潘吉凱先生学」と記す。その名、半狂の意であろうと言う。この本の著者が、混沌詩社の同人、小山伯鳳であることは、森銚三が、始め『書物展望』昭和九年九月号に載せ、のち『書物と江戸文化』（「大東名著選」17・昭和十六年十一月・大東出版社）に収めた、「『手毬歌国字解』の著者」において、考証している。レコードの解説とはいえ、その程度の注記は、必要であり、また、可能であろう。最近では、今中宏が、「大江戸文庫」第五冊として、潘吉凱選『毬歌国字解附 手毬唄流布詞章略解』（昭和三十五年十月・大阪府市∨江戸芸術社）を翻刻した。校訂・略解は立花万陽、即ち、大久保恒次である。今中宏の「解題」に、底本の由来を次のように記す。書物好きの身には甚だ興味深いので、余事ながら引用しておこう。本書の底本として用ひた原本は、嘗て富岡鉄斎翁の手にあつたことがあり、その後書肆鹿田松雲堂に蔵されてゐた。一丁才及び二十丁才に、「鹿田文庫」の印が捺されてをり、裏表紙裏には鉄斎翁自筆の書簡が貼付されてゐる。蛇足ながらその文

は「態々拝借案致候但し当方之望ノ品ハこれと違ひ候別冊因て返致候 鹿田様 富岡」とあり、鉄斎は本書を注文し、一読後返品してをり、道学者として留め難い書物であると云ふ氣が紙背に見え、ほゝえましい。書肆鹿田氏、その後又何人にも売らず、その没するまで自らの藏書としたのも往年の書肆の氣骨が感ばれる。

尚、『毬歌国字解』の書誌・研究史・復刻史の概説としては、尾崎久弥の『珍書愚書』（昭和四十三年一月・有光書房）収録の一文がある。『大阪史談』復刊第七冊（昭和三十九年十月）には、山川隆平が、「地唄『十二月』について」を寄せている。

さて、巻末の、平野健次編「地歌・箏曲文献目録」は、8ポ活字一段組で全二十四頁、先に引いた『国文学者名鑑』の「業績」欄に自ら特記するところからうかがえば、彼にとっては近來の自信作であろう。事実、これまで先に引いた如く、この「箏曲と地歌」に、「歌謡文学としての箏曲」を再録したのは、「本書に付載される文献目録の当該関係部分の解説を兼ねることができかと思」つたからであり、「山田流箏曲について」を再録したのは、「本書付載（三〇一頁以下）の文献目録の關係部分解説を兼ねることができかと思」つたからである。まさに、「目録」の「解説を兼ねる」爲の再録なのであるのらしい。

さて、この目録を瞥見して、最も印象深いのは、文献の所蔵所及び所蔵者の、実に克明な記載であろう。「凡例」に言う。

所蔵は同展示における出品者であり、もちろんこれ以外にも所蔵する場合もある。

確かに、「展示目録として編集したもの」である以上、勢い、出品

は、開催当事者関係者の架蔵書を主とし、足らぬ分は、出来るだけ身近な機関から借り出す運びとなるのが、通常の例である。だが、兎にも角にも、どの頁を開けても、平野健次また平野健次また平野健次また平野健次……ここで直ちに彼の企みを察した人は、微笑を浮かべることであろう。もう一度「凡例」の一句を振り返ろう。「もちろんこれ以外にも所在する場合もある」と。なるほど、「もある」とは、よく言ったものだ。「上方の端歌」であるほど御愛用の『歌系図』が展示されておらず、所蔵者名の欄が空白なのは、御愛嬌と言うべきか。『歌系図』は、先日、辰屋書店の目録『たつみやたより』第二十一号（昭和四十三年二月）に、売価三五〇〇円で、出ている。

この文献目録には、平野健次は、自分の所蔵する本なら、たとえば三三二頁の『粹の懐』の如き、どんな些細な異板でも実に勿体ぶって並べる。しかし、三一頁以下の、この道では最も大切な『松の葉』系の諸本であっても、自分の調査が行き届いていない場合は、勉強不足という印象を与えないよう、その書物自体を軽いもののように扱っている。全く細心周到にアンフェアな態度が一貫している。

三二二頁、「落葉集」の解説の末尾を、
なお、宝永六年（一七〇九）の「^{増補}松竹梅」五巻は本書の改修版、宝永七年の「^{増補}松の落葉」六巻はさらにその増補版である（括弧内の翻刻注記は略した―谷沢）。

と、いかにも軽くアッサリと流している。こういう箇所こそ、もっと立ち入った説明が欲しいのだ。鹿庄松雲堂の『古典聚目』百拾六号（昭和七年十一月）には、「追加及稀本類」の最後に、次のような記載がある。参考までに引いておく。

松の葉

元禄十六年版
秀松軒編

半 六冊

続松の葉

正徳三年板静雲閣主人著
本手端手秘曲吾妻浄徳利
并さはぎ古今大成

半五冊合 一冊

絵入落葉増補松竹梅

大木蘭徳著北条辰醉序
宝永六年板古雅絵入

半 一冊

近世俗謡小歌類を輯聚した書中の名著を挙げるとしたら、誰も先づ元禄十六年の六月に刊行された「松の葉」五巻に屈するであらう。

「続松の葉」は宝永三年板「若緑」五冊本の改版で松の葉や落葉集に漏れたものと爾後の新作とを輯めて五巻としたのである、そして本書は巻五の吾妻浄瑠璃の部に一曲「かよひち」を加へてゐる丈で他は若緑と同一である、本書は見返しに絵一葉及巻首に「三味線の図」一葉がある。

「絵入落葉増補松竹梅」は「増補画入松の落葉」の刊行せられた宝永七年の前年即ち宝永六年正月に大木蘭徳によつて撰せられたもので元禄十七年板落葉集の改修本である。そして挿絵の全部は宝永七年板「松の落葉」の原図であつて、本書の発見は歌謡文献研究上の一資料として重大なる位置を占めるものである。尚この「松竹梅」は本書以外にその所蔵者を聞かず、稀観の珍重である。

平野健次が、その文献目録作成に當つて、いかに安易な態度で、いかに手を抜いているか、明らかであらう。

更に、「凡例」のどこを探しても、この種の文献目録作成における先行の業績については、一言半句、触れていない。谷沢個人の偏執と言うならば言え、私はこういう態度を、研究者として、よろしくない、と考える。論文であれ、文献目録であれ、必ず先行業績を

明記し、然るのち、自分が新たに附加し得たものが何であるかを、胡魔化しなく、公示すべきである。平野健次は、そうするつもりは始めからないが故に、ちゃんと、逃口上を用意している。先に引いた「凡例」の最終項がそれだ。

本稿の配列順には特別な理由があり、(中略)、ここではその詳細を述べきれないので、他日別に論述する予定であり(後略)。

問題を「配列順」という地点に封じ込め、それについては「特別な理由」がある、と、「特別」という語をふりかざし、その「詳細」は「他日」と称する遙か彼方へずいと押しやる、という手筈である。因みに、昭和三十五年三月の「山田流箏曲について」の最後に、「今後に残された問題として、他日追求してみたい」と記したその「他日」は、八年後の今日、未だ訪れていない模様である。

そして、「配列順」の「特別な理由」を一応は別として、「一応の文献目録」としての先行業績を、やはり「凡例」に列挙しておかなければ、フェアな態度とは言えない。たとえば、吉川英史が「解題」にも挙げている、藤田斗南の『箏曲と地唄の味ひ方』(昭和五年十一月・八大阪市V前川合名会社)には、第六編として「箏曲と地唄の出版物」がある。記すところ僅少で略述ではあるが、このような先人の開拓的営為によってどれほど端緒的であろうとも一応は明らかにされた部分と、後進がそれに増補した部分とを、常に明白に呈示しておく潔癖を、私は強く要求したのである。国立国会図書館編刊『音楽文化資料展覧会目録』(昭和二十五年十月)等をも含め、先行書誌一覧を「凡例」に加えるのは簡単な事である筈だ。

これほどまでに学力乏しき者に、言うて聞かせても申妻なきこと

ながら、以上を以て、平野健次全集の書評とする。

東洋音楽学会編『箏曲と地歌』(『東洋音楽選書』三・昭和42年9月30日・音楽之友社・三四六頁・九〇〇円)。
寄稿者・平野健次氏は、本学助教教授。